

条 例 等

議案
第 43 号

可決

市教育委員会委員の任命

本委員会委員山崎美佐江氏の任期満了による再任に議会として同意しました。

問 教育委員の再任は、教育委員会での発言や活動実績を評価したうえで、委員に相応しい理由を明確にするべきではないか。

答 再任は、活動実績を踏まえ検討を重ねて決定している。教育委員の人事評価の明確な基準はないが、評価方法は、他市の事例を調査するなど検討していく。

議案
第 44 号

可決

押印見直しに伴う整理条例

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例です。

問 職員の服務に関する宣誓書の内容は、重要な事項が含まれていると思うが、署名押印をしないことによる影響はないのか。

答 宣誓書は、法令を遵守し、公正公平な公務員として職務に精励することを求める内容となっている。こうした内容の宣誓書を職員から提出させているので影響はない。



議案
第 46 号

可決

学童保育所条例の一部改正

4年1月4日に西第三児童クラブを設置する条例の一部改正です。

問 西第三児童クラブの開設で、待機児童は解消される見込みか。また、今後の推移をどのように考えているか。

答 3年4月1日時点で、市全体の待機児童数は72名である。西児童クラブの待機児童については、開設により解消される見込みである。



議案
第 47 号

可決

道路構造の基準及び建築物の制限に関する条例の一部改正

市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正です。

問 自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路は、市内に何箇所あるのか。

答 市指定自転車歩行者専用道路は、3箇所。歩行者専用道路は、19箇所ある。

議案
第 48 号

可決

いじめ防止対策推進委員会条例の一部改正

いじめ防止対策推進法に基づく委員会委員に法務局関係者を含める人員数の変更です。

問 規則で委員会会議は公開となっているが、議事録はホームページに掲載しているか。

答 ホームページでの公開は行っていないが、今後検討する。



議案
第 1 号

可決

委員会条例の一部を改正する条例

国のデジタル化政策の一環として、行政手続における押印の見直しが進められている中、本市議会としても事務手続の簡素化を図るため、委員会の内部手続や政務活動費の交付において押印を不要とするものです。

議案
第 2 号

可決

会議規則の一部を改正する規則

議会への欠席理由を明確にし、女性を始めとする多様な人材の議会参加を促進するためのものです。これまで議会の欠席理由を「事故」とひとまとめに表記していましたが、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」と具体的に示すことに改めます。出産のための欠席についても具体的な期間を明記します。また請願における押印を不要として、手続の簡素化を図るものです。



問 第2条・第86条の「配偶者の出産補助」は、出産当日のみを指すのか、それともその前後を含むのか。具体的には次の2つの場合は該当するか。①予定日より1か月以上前に破水して絶対安静が必要な配偶者を補助する場合。②産後の体調の回復しない時期にある配偶者を補助する場合。両条第2項において、出産者は予定日の6週間ないし14週間前から出産後8週間後までの期間について認められていることもふまえて答弁されたい。

答 「配偶者の出産補助」については、議員の配偶者が出産する際の入退院や出産の付き添いなどにより欠席する場合を想定している。配偶者の出産に関する手助けによって欠席される場合は「配偶者の出産補助」が欠席事由となり、それ以外の場合は「その他のやむを得ない事由」により欠席することとなる。

議案
第 3 号

可決

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナの影響による地域経済及び地方財政は厳しい状況が続いており、地方税財源の充実が望まれます。4年度地方税制改正に向けて、下記の内容を国に求めるものです。

- 1 急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、地方一般財源の十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、行わないこと。現行の特例措置は今回限りとする。
- 3 土地に係る固定資産税の課税標準額を2年度と同額とする負担調整措置については、3年度限りとする。
- 4 3年度税制改正により行われた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

お知らせ 委員会等でデジタル機器の利用が可能に

審議の充実や事務作業の効率化を図るため、9月議会から各常任委員会等の会議で議員及び職員がデジタル機器(ノートPCやタブレット端末など)を使用できるようになりました。

